

カイクラック利用規約

株式会社カイクラネット（以下「当社」といいます。）は、当社が運営するウェブサイト「カイクラネット」（以下「本サイト」といいます。）における介護食提供システム（以下「カイクラック」といいます。）の利用について、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

カイクラックをご利用いただくには、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約の全ての条項についてご承諾いただく必要があります。なお、カイクラックをご利用いただいた場合には、本規約の全ての条項についてご承諾いただいたものとみなします。

第1条（総論）

カイクラックでは、高齢者向けの介護食（以下「食品」といいます。）の販売を行います。

第2条（カイクラックの利用資格）

カイクラックの利用資格は、本サイト上で会員登録した者（以下「会員」といいます。）のうち、第3条により当社がカイクラックの利用を承諾した会員に限ります。

第3条（カイクラックの利用申込み）

1. カイクラックの利用を希望する会員は、当社の定める一定の情報を当社所定の方法で当社に提供することにより、カイクラックの利用申込みを行うものとします。
2. 当社が前項による申込みを承諾する場合には、当社は、その旨を当該会員に通知するものとし、当該会員は、当該通知の到達をもって、カイクラックの利用資格を得るものとします。
3. 当社は、第1項の申込みを承諾するか否かを判断するにあたり、当該会員に対し、当社が指定する資料の提出を求めることができるものとします。

第4条（献立）

1. 当社は、あらかじめ本サイト上で告知した献立に従って、食品の販売を行うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、食材の調達のために必要がある場合その他合理的な理由がある場合には、あらかじめ告知した献立を、予告なく売買契約の成立前後を問わずいつでも変更できるものとします。

3. 当社は、全会員共通で献立の内容を変更した場合には、その旨を本サイト上で告知するものとします。

4. 当社は、個別の会員ごとに献立の内容を変更した場合には、当社所定の方法でその旨を当該会員に告知するものとします。

第5条（食品の購入申込方法）

1. 会員は、食品の購入を希望する場合には、当社の定める方法により個別の申込みに係るデータを送信する方法によって購入の申込み（以下「注文」といいます。）を行うものとします。当社は、当社が特に認める場合を除き、これ以外の方法による注文は受け付けないものとします。

2. 会員は、1日の食事のうち朝・昼・夕の各食事について、1個または3個の注文はできないものとします。

第6条（注文期限）

カイクラックにおける個別の注文期限（以下「本注文期限」といいます。）は、当該注文対象日（献立表における食事提供日、以下同じ）から起算して16日前の正午（例：1月30日提供分の食品の注文期限は、1月14日の正午）とします。

第7条（契約の成立）

1. カイクラックにおける個別の売買契約は、特に当社が注文を承諾しない旨の意思表示をした場合を除き、本注文期限の到来をもって成立するものとします。

2. 当社は、自由な判断により注文を承諾しないことができるものとし、注文を承諾しない場合であっても、会員に対し、一切の責任を負わないものとします。

第8条（注文内容の変更）

1. 会員は、本注文期限を経過するまでは、自由に注文内容を変更できるものとします。

2. 本注文期限を経過するまでに注文をした会員は、当該注文対象日から起算して10日前の正午まで、以下の各号の数量を限度に注文内容を変更できるものとし、その後は一切注文内容を変更できないものとします。

(1) 上限 5個

(2) 下限 2 個

第 9 条（利用限度額）

当社は、会員のカイクラックの利用額が当社の定める金額を超える場合には、注文を承諾しないことができるものとします。

第 10 条（解除）

1. 当社は、売買契約の成立後であっても、販売価格の明らかな誤表示、その他当社が解除の必要を認めた場合には、当該売買契約を解除できるものとします。
2. 前項による解除を行った場合であっても、当社は、違約金、損害賠償、その他名目の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、法律上認められる場合のほか、当社が特に認める場合を除き、当該売買契約を解除できないものとします。

第 11 条（食品の配送）

1. 当社は、売買契約が成立した食品について、当該注文対象日の 2 日前（例：1 月 30 日提供分の食品については 1 月 28 日）までに、配送先住所宛に配達するものとします。
2. 食品の配達先は、沖縄および離島を除く日本国内に限ります。
3. 会員は、配達日の指定はできないものとします。
4. 天候・交通渋滞・道路工事等の運送環境上の理由、その他当社の責めに帰さない理由により、第 1 項の配達期限までに配達できない場合には、当社は、一切の責任を負わないものとします。
5. 会員は、前項に規定する場合に備え、予備の食事を備蓄しなければならないものとします。

第 12 条（所有権および危険負担の移転）

1. 食品の所有権は、食品の引渡しの完了をもって、会員に移転するものとします。
2. 食品にかかる危険負担は、会員の受領の有無にかかわらず、会員が指定した配送先住所に配達したことををもって会員に移転するものとします。

第 13 条（支払方法）

1. 会員は、売買契約が成立した食品について、以下の各号の合計金額（以下「食品代金等」といいます。）を支払うものとします。なお、本サイトに掲載する第 1 号および第 2 号の金額は、税別表示とします。

(1) 商品代金

(2) 送料

(3) 前各号を対象とする消費税

2. 前項第2号の金額は、本サイトに掲載する送料一覧表に従うものとします。

3. 前項第3号の計算は、請求書単位で消費税を計算（1円未満は四捨五入）するものとします。

4. 食品代金等は、口座振替（毎月末日締め、翌月12日（ただし、土日祝日の場合には、翌営業日）引き落とし）の方法で支払うものとします。なお、会員は、口座振替の手続きが完了するまでは、当社指定の方法により支払うものとします。この場合、振込手数料は会員が負担するものとします。

5. 会員は、食品代金等の支払いを遅滞した場合には、支払日の翌日から完済に至るまで年14.6パーセント（但し、1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。

第14条（利用制限）

1. 会員が食品代金等の支払いを遅滞した場合その他当社が必要と判断した場合、当社は、会員に対し、当社の定める保証金の預託を請求できるものとします。

2. 会員が前項の請求に応じない場合、当社は、注文を承諾しないことができるものとします。

第15条（食品の受領拒否）

会員が食品の受領に応じない場合、その他会員の事情で配送先への配達ができない場合には、当該食品の売買契約は会員により解除されたものとみなし、当社は、当該食品の引渡義務を免れるとともに、会員に対し、違約金として食品代金等相当額を請求できるものとします。

第16条（破損または数量不足等）

1. 会員は、購入した食品を受領した場合には、その日のうちに、受領した食品が種類、品質（破損及び異物の混入の有無を含む。）または数量に関して契約の内容に適合するか否かを検査しなければならないものとします。

2. 受領した食品が種類、品質（破損および異物混入を含む。）または数量に関して契約の内容に適合しないものである場合には、会員は、当社に対し、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しを請求（以下、併せて「追完請求」といいます。）できるものとします。

3. 第2項に規定する場合において、会員が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、会員は、その不適合に応じて代金の減額を請求できるものとします。

4. 第2項に規定する場合には、会員は、当社に対し、契約の内容に適合しない食品を返品するものとします。なお、返品にかかる送料は当社が負担するものとします。

5. 契約内容の不適合が会員の責めに帰すべき事由による場合には、前3項の規定は適用されないものとします。

6. 第2項に規定する場合において、会員は、食品を受領した日の翌日までに食品が契約内容に適合しない旨を当社に通知（ただし、食品に破損または異物混入があった場合には、当該状況を確認できる写真を添付するものとする。以下本項において同じ。）しなければ、当該不適合を理由として、追完請求、代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとします。食品が契約内容に適合しないことを第1項の検査により直ちに発見することができない場合においても、当該注文対象日（献立表における食事提供日）から7日以内に当社に通知しないときは、同様とします。

第17条（食品の返品）

1. 会員は、当社が認める場合を除き、自己都合による食品の返品はできないものとします。

2. 会員が自己都合により返品を行う場合（ただし、当社が返品を認めた場合に限り。）には、返品にかかる送料は会員が負担するものとします。

第18条（転売等の禁止）

1. 会員は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、自身が運営する施設の利用者又は職員以外の第三者に対し、本サイトを通じて購入した食品を転売または提供してはなりません。

2. 会員が前項に違反した場合には、会員または第三者に何らかの損害が発生した場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。

以上

【2019年5月23日制定】

【2023年5月17日改定】